

○東松山市地域生活支援拠点等事業実施要綱

令和3年5月13日

決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第4項の規定に基づき、障害者及び障害児（以下「障害児者」という。）の重度化・高齢化及び「親亡き後」に備え、障害児者の地域生活を推進するために必要な機能を障害福祉サービス事業所等（以下「事業所」という。）に置く東松山市地域生活支援拠点等事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(整備における基本的な考え方)

第2条 法第77条第4項の地域生活支援拠点等の整備に当たっては、面的整備型（地域における複数の事業所及び機関（以下「拠点関係機関」という。）が次条第1項各号に掲げる機能を分担して担うことをいう。）によることとし、相互の有機的な連携の下で事業を実施することを旨とする。

(地域生活支援拠点等の機能)

第3条 この要綱において、地域生活支援拠点等における機能とは、次に掲げる機能をいう。

- (1) 相談 事前に把握した緊急時の支援が見込めない世帯に対し、連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う機能
- (2) 緊急時の受入れ・対応 短期入所、行動援護等を活用した緊急支援体制を確保し、介護者の急病や障害児者の状態変化等の緊急時の支援を行う機能
- (3) 体験の機会・場 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や障害者生活支援センターを活用した一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

(4) 専門的人材の確保・養成 医療的ケアが必要な者、行動障害を有する者及び高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保及び専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

(5) 地域の体制づくり 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を行う機能

2 市は、前項各号に掲げる機能の強化を図る観点から、次の各号に掲げる取組を実施することとし、その内容は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 拠点コーディネーターの配置 拠点関係機関から構成されるネットワークの運営や機能の充実等の総合調整を図り、情報連携等を担うコーディネーター（以下「拠点コーディネーター」という。）を配置し、効果的な支援の連携体制を構築する。この場合において、拠点コーディネーターの要件及び実施すべき業務は、地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業実施要綱（令和6年3月29日障発0329第8号）3ウのとおりとする。

(2) 地域生活支援拠点等の機能を担う機関の拡充 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所を拡充することにより、地域の支援体制の強化を図る。

(3) 専門的人材の確保・養成等 専門的人材を確保・養成するための研修等の実施、拠点関係機関の会議の実施その他の地域生活支援拠点等の機能の充実に必要な取組を実施する。

（事業所の登録）

第4条 市長は、次に掲げる事業所を、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として登録をすることができる。この場合において、単独で又は他の事業所と共同で拠点コーディネーターを配置する事業所であって、地域生活支援拠点等機能強化加算を算定するものについては、拠点機能強化事業所としても登録をすることができる。

(1) 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設

- (2) 法第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービスを行う者
- (3) 法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者
- (4) 法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者
- (5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者
- (6) 東松山市障害者生活支援センター条例（平成11年東松山市条例第5号）に規定する東松山市障害者生活支援センター
（事前協議）

第5条 前条前段の登録を申請しようとする事業所は、事前に、次に掲げる事項を市と協議しなければならない。

- (1) 市の地域生活支援拠点等の整備状況の確認及び整備促進における課題等
- (2) 実際に支援を行う場合の連携方法
- (3) 拠点関係機関との連携担当者の配置
- (4) 整備状況の公表に係る周知方法

2 前条後段の登録をも申請しようとする事業所については、事前に、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項をも市と協議しなければならない。

- (1) 拠点コーディネーターの業務、役割、配置人数等
- (2) 拠点コーディネーターを担う人材及び加算算定事業所（複数の事業所が相互に連携して運営する場合には、それぞれの事業所の算定回数の目安及び拠点コーディネーターの人件費等の負担割合等を含む。）
- (3) 連携会議の開催方法等
（登録の申請）

第6条 事業所は、前条の規定による協議が調ったときは、東松山市地域生活支援拠点等事業所登録申請書（様式第1号）により、市長に第4条前段の登録を申請することができる。

2 前項の申請書には、当該事業所が事業の機能を担う事業所であることが規

定されている運営規程の写しを添付しなければならない。

- 3 事業所は、第1項に規定する場合においては、同項の申請と併せて、東松山市地域生活支援拠点等機能強化事業所登録申請書（様式第2号）により、市長に第4条後段の登録を申請することができる。

（登録の通知）

第7条 市長は、事業所から前条第1項の規定による申請があった場合において、その内容を審査して第4条前段の登録をすべきものと認めるときは、当該事業所を登録名簿に記載するとともに、当該事業所に対し、登録をした旨及びその内容を東松山市地域生活支援拠点等事業所登録通知書（様式第3号）により通知するものとする。

- 2 前条第3項の規定による申請があった場合においては、その内容を審査して第4条後段の登録をすべきものと認められるときは、当該事業所に対し、登録をした旨及びその内容を東松山市地域生活支援拠点等機能強化加算に係る通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（登録内容の変更）

第8条 登録を受けた事業所（以下「登録事業所」という。）は、登録の内容に変更が生じたときは、東松山市地域生活支援拠点等事業所登録変更届（様式第5号）により、その旨を速やかに市長に届け出るものとする。

（変更の通知）

第9条 市長は、事業所から前条の規定による届出があった場合において、その内容を審査して登録の内容を変更すべきものと認めるときは、当該事業所に係る登録名簿の記載内容を変更するとともに、当該事業所に対し、変更をした旨及びその内容を東松山市地域生活支援拠点等事業所変更登録通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（廃止等の届出）

第10条 登録事業所は、地域生活支援拠点等事業を廃止し、又は休止するときはその1か月前までに、再開したときはその10日後までに、東松山市地域生活支援拠点等事業所廃止・休止・再開届（様式第7号）を市長に提出す

るものとする。

(事業の報告)

第 1 1 条 市長は登録事業所に対して、事業の実施状況の報告を求めることができる。

(委任)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 1 3 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 4 月 4 日決裁)

この要綱は、令和 6 年 4 月 4 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 1 2 月 1 1 日決裁)

この要綱は、令和 6 年 1 2 月 1 1 日から施行する。